

京 都 大 学 企 画 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学企画委員会規程 (平成16年達示第64号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 企画担当の理事 (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 総長が指名する理事 1名</p> <p>(3) 研究科長 5名</p> <p>(4) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(5) <u>総務部長</u></p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>総務部企画課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学国際戦略委員会規程 (平成25年達示第50号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 国際担当の理事 (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 総長が指名する理事又は副学長</p> <p>(3) 研究科長 5名</p> <p>(4) 研究所長又はセンター長 2名</p> <p>(5) 国際高等教育院長及び国際交流推進機構長</p> <p>(6) 総務部長、<u>学務部長</u>及び<u>研究国際部長</u></p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>研究国際部国際企画課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学評価委員会規程 (平成13年達示第25号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 評価担当の理事 (以下「担当理事」という。)</p>	<p>第2条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>企画・情報部長</u></p> <p>(6) } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>企画・情報部企画課</u>において処理する。</p> <p>第2条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 総務部長、<u>企画・情報部長</u>及び<u>教育推進・学生支援部長</u></p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>企画・情報部国際企画課</u>において処理する。</p> <p>第3条</p> <p>(1) } (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>(2) 総長が指名する理事又は副学長</p> <p>(3) 部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。）の教職員 13名</p> <p>(4) <u>総務部長</u></p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p>	<p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>企画・情報部長</u></p> <p>(5)</p> <p>2</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p>
<p>第8条 委員会及び実行委員会の庶務は、<u>総務部企画課</u>において処理する。</p> <p>(後略)</p>	<p>第8条 委員会及び実行委員会の庶務は、<u>企画・情報部企画課</u>において処理する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学広報委員会規程 (平成13年達示第17号)</p>	
<p>(前略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 広報担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) 研究科の教授又は准教授 若干名</p> <p>(3) 研究所の教授又は准教授 若干名</p> <p>(4) センターの教授又は准教授 若干名</p> <p>(5) <u>渉外部長</u></p> <p>(6) <u>渉外部広報・社会連携推進室長</u></p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略)</p> <p>3</p> <p>(中略)</p>	<p>第3条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) <u>企画・情報部長</u></p> <p>(6) <u>企画・情報部広報課長</u></p> <p>(7)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3</p>
<p>第6条 委員会に関する庶務は、<u>渉外部広報・社会連携推進室</u>において処理する。</p> <p>(後略)</p>	<p>第6条 委員会に関する庶務は、<u>企画・情報部広報課</u>において処理する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学環境安全保健委員会規程 (平成16年達示第67号)</p>	
<p>(前略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 環境安全保健担当の理事、総務担当の理事及び学生担当の理事</p> <p>(2) 環境安全保健機構長（以下「機構長」という。）</p> <p>(3) 環境安全保健機構副機構長</p>	<p>第3条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(同左)</p>

改正前	改正後
<p>(4) 研究科長 若干名 (5) 研究所長 若干名 (6) 医学部附属病院長 (7) 環境安全保健機構各部門長 (8) 総務部長、施設部長及び<u>学務部長</u></p> <p>(9) その他機構長が必要と認める者 若干名 2 } (略) 3 } (後 略)</p> <p>京都大学学生生活委員会規程 (昭和27年達示第10号)</p> <p>(前 略) 第6条 委員会に関する事務は、<u>学務部学生課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p>京都大学補導会議規程 (昭和24年達示第18号)</p> <p>(前 略) 第5条 議事は、<u>学務部長</u>が記録する。</p> <p>京都大学入学試験委員会規程 (平成18年達示第90号)</p> <p>(前 略) (雑則) 第10条 委員会に関する事務は、<u>学務部入試企画課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p>国際教育プログラム委員会規程 (平成17年達示第52号)</p> <p>(前 略) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 教育担当の理事及び学生担当の理事 (2) 国際担当の理事 (3) 国際交流推進機構長 (以下「機構長」という。) (4) 研究科の教授又は准教授 各1名 (5) 国際交流推進機構国際交流センター長 (6) その他機構長が必要と認める教授又は准教授 若干名</p>	<p>(4) } (5) } (同 左) (6) } (7) } (8) 総務部長、施設部長及び<u>教育推進・学生支援部長</u></p> <p>(9) } 2 } (同 左) 3 }</p> <p>第6条 委員会に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部学生課</u>において処理する。</p> <p>第5条 議事は、<u>教育推進・学生支援部長</u>が記録する。</p> <p>(雑則) 第10条 委員会に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部入試企画課</u>において処理する。</p> <p>第2条 } (1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) } (6) }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(7) <u>学務部長及び研究国際部長</u> (8) <u>研究国際部国際学生交流課長</u> 2 } (略) 3 } (中 略)</p> <p>第6条 委員会に関する事務は、<u>研究国際部国際学生交流課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学国際交流推進機構規程 (平成17年達示第11号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第5条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。</p> <p>(1) 国際担当の理事 (2) 機構長 (3) 副機構長 (4) 部門長及びセンター長 (第18条第3項に定めるものをいう。第10条第1項第8号において同じ。) (5) 機構の専任の教授 (6) <u>研究国際部長</u> (7) <u>研究国際部国際企画課長及び研究国際部国際学生交流課長</u> (8) その他機構長が必要と認めた者 若干名 2 } (略) 3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第10条 国際交流委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 国際担当の理事 (2) 機構長 (3) 副機構長 (4) 研究科の教授又は准教授 各1名 (5) 研究所の教授又は准教授 各1名 (6) センターの教授又は准教授 若干名 (7) 附属図書館長 (8) 部門長及びセンター長 (9) <u>研究国際部長</u> (10) <u>研究国際部国際企画課長及び研究国際部国際学生交流課長</u> (11) その他機構長が必要と認めた者 若干名 2 } (略) 3 }</p> <p>(中 略) (部門及びセンター)</p> <p>第18条 機構に、国際企画連携部門及び国際交流</p>	<p>(7) <u>教育推進・学生支援部長</u> (8) <u>教育推進・学生支援部国際教育交流課長</u> 2 } (同 左) 3 }</p> <p>第6条 委員会に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部国際教育交流課</u>において処理する。</p> <p>第5条</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) } (4) }</p> <p>(5) } (6) <u>企画・情報部長及び教育推進・学生支援部長</u> (7) <u>企画・情報部国際企画課長及び教育推進・学生支援部国際教育交流課長</u> (8) } (同 左) 2 } 3 }</p> <p>第10条</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) } (6) } (7) } (8) } (9) <u>企画・情報部長及び教育推進・学生支援部長</u> (10) <u>企画・情報部国際企画課長及び教育推進・学生支援部国際教育交流課長</u> (11) } (同 左) 2 } 3 }</p> <p>(部門及びセンター)</p> <p>第18条 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>センターを置く。</p> <p>2 <u>国際企画連携部門、国際交流センター及び研究国際部</u>は、第2条各号（<u>国際企画連携部門及び研究国際部</u>については第4号を除く。）に掲げる業務の実施に当たる。</p> <p>3 国際企画連携部門に部門長を、国際交流センターにセンター長を置く。</p> <p>4 部門長及びセンター長は、京都大学の教職員のうちから、協議会の議を経て、機構長が指名する。</p> <p>5 部門長及びセンター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する機構長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>6 部門長は部門の、センター長はセンターの業務をつかさどる。</p> <p>（中略） （機構に関する事務）</p> <p>第20条 機構に関する事務は、<u>研究国際部</u>において行う。</p> <p>（後略）</p>	<p>2 <u>国際企画連携部門及び国際交流センター並びに企画・情報部及び教育推進・学生支援部</u>は、第2条各号（<u>国際企画連携部門並びに企画・情報部及び教育推進・学生支援部</u>については第4号を除く。）に掲げる業務の実施に当たる。</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>（同左）</p> <p>（機構に関する事務）</p> <p>第20条 機構に関する事務は、<u>企画・情報部及び教育推進・学生支援部</u>において行う。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学情報環境機構規程 (平成17年達示第13号)</p> <p>（前略） （業務）</p> <p>第2条 機構は、情報基盤の充実及びこれに基づく情報環境の整備等を推進するための全学組織として、京都大学（以下「本学」という。）における教育、研究及び運営に係る活動を支えるため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 全学の情報基盤に関する企画、整備、管理及び運用</p> <p>(2) 情報基盤に基づく多様な利用サービスの提供及びそのための高度かつ安全な情報環境の構築及び提供</p> <p>(3) 高度な情報技術、情報活用能力を備えた人材の育成</p> <p>2 <u>情報部</u>は、機構において前項各号に掲げる業務の実施に当たる。</p> <p>3 学術情報メディアセンター（以下「センター」という。）は、センターにおける研究開発の成果に基づき、機構において第1項各号に掲げる業務の支援を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>第6条 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長が指名する理事</p>	<p>（業務）</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>（同左）</p> <p>2 <u>企画・情報部</u>は、機構において前項各号に掲げる業務の実施に当たる。</p> <p>3 （同左）</p> <p>第6条</p> <p>(1)</p> <p>（同左）</p>

改正前	改正後
<p>(2) 最高情報セキュリティ責任者 (3) 機構長 (4) 副機構長 (5) <u>情報部長</u> (6) その他機構長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 } 3 } (略)</p> <p>(中 略)</p>	<p>(2) } (3) } (同 左) (4) } (5) <u>企画・情報部長</u> } (6) } (同 左)</p> <p>2 } 3 } (同 左)</p>
<p>第12条 整備委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 機構長 (2) 副機構長 (3) センター長 (4) 部局長 若干名 (5) 総合博物館長 (6) 図書館機構長 (7) <u>情報部長</u> (8) センターの教授 若干名 (9) その他機構長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 } 3 } (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(機構に関する事務)</p>	<p>第12条 } (1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) } (6) } (7) <u>企画・情報部長</u> } (8) } (同 左) (9) } (同 左)</p> <p>2 } 3 } (同 左)</p> <p>(機構に関する事務)</p>
<p>第19条 機構に関する事務は、<u>情報部</u>において行う。 (後 略)</p>	<p>第19条 機構に関する事務は、<u>企画・情報部</u>において行う。</p>
<p>京都大学産官学連携本部規程 (平成19年達示第43号)</p>	
<p>(前 略)</p> <p>第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。</p> <p>(1) 産官学連携担当の理事 (2) 本部長 (3) 副本部長 (4) 本部の教授 (5) 部局長 若干名 (6) <u>研究国際部長</u> (7) その他本部長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 } 3 } (略)</p> <p>(中 略)</p>	<p>第6条 } (1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) } (6) <u>研究推進部長</u> } (7) } (同 左)</p> <p>2 } 3 } (同 左)</p>
<p>第13条 本部に関する事務は、<u>研究国際部</u>において行う。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学学生総合支援センター規程</p>	<p>第13条 本部に関する事務は、<u>研究推進部</u>において行う。</p>

改 正 前	改 正 後
(平成25年達示第52号)	
<p>(前 略)</p> <p>(管理運営委員会)</p> <p>第5条 学生総合支援センターに、学生総合支援センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、学生総合支援センター管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 学生担当の理事</p> <p>(2) センター長</p> <p>(3) 各研究科の教授又は准教授のうちからそれぞれ各研究科長の推薦した者 各1名</p> <p>(4) 研究所及びセンターの教授又は准教授 若干名</p> <p>(5) 室長（第7条第2項に定めるものをいう。）</p> <p>(6) 学生総合支援センターの専任の教員</p> <p>(7) 環境安全保健機構附属健康科学センター長</p> <p>(8) 国際交流推進機構国際交流センター長</p> <p>(9) <u>学務部長</u></p> <p>(10) その他センター長が必要と認める者 若干名</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 } (後 略)</p>	<p>(管理運営委員会)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>(6) } (同 左)</p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>(8) } (同 左)</p> <p>(9) <u>教育推進・学生支援部長</u></p> <p>(10) } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 } (同 左)</p>
<p>京都大学総合体育館規程</p> <p>(昭和47年達示第10号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 総合体育館に関する事務は、<u>学務部学生課</u>において処理する。</p>	<p>第4条 総合体育館に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部厚生課</u>において処理する。</p>
<p>京都大学国際交流会館規程</p> <p>(昭和57年達示第17号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第18条 会館に関する事務は、<u>研究国際部国際企画課</u>において処理する。</p>	<p>第18条 会館に関する事務は、<u>企画・情報部国際企画課</u>において処理する。</p>
<p>京都大学における公益通報者の保護等に関する規程</p> <p>(平成17年達示第88号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p>

改正前

- 3 (1)～(2) (略)
- 4 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部及び総長室並びに各共通事務部をいう。
(後 略)

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程
(平成16年達示第83号)

(前 略)

別表第3（第16条関係）

教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
(略)				
渉外部に勤務する職員のうち、 <u>渉外部</u> 部長が指定する者	(略)	<u>渉外部</u> 長が指定する8の1日勤務日	(略)	
(略)				

(後 略)

国立大学法人京都大学教職員早期退職規程
(平成22年達示第23号)

(前 略)

(申出の方法)

第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に所属する部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）、事務本部の各部及び総長室並び

改正後

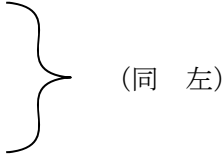
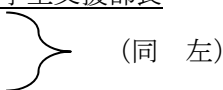
- 3 (1)～(2) (同 左)
- 4 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部の各部及び各共通事務部をいう。

別表第3（第16条関係）

教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
(同 左)				
<u>総務部</u> に勤務する職員のうち、 <u>総務部</u> 部長が指定する者	(同左)	<u>総務部</u> 長が指定する8の1日勤務日	(同 左)	
(同 左)				

(申出の方法)

第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に所属する部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）、事務本部の各部及び各共通事務

改正前	改正後
<p>に各共通事務部をいう。以下同じ。)の長に対しその旨を申し出なければならない。</p>	<p>部をいう。以下同じ。)の長に対しその旨を申し出なければならない。</p>
<p>2 (略) (後 略)</p>	<p>2 (同 左)</p>
<p>京都大学補導主事規程 (昭和30年達示第16号)</p> <p>(前 略)</p>	
<p>第4条 <u>学務部長</u>、<u>学生課長</u>及び<u>課外活動・厚生担当課長</u>の職にある者は、補導主事を兼ねる。</p>	<p>第4条 <u>教育推進・学生支援部長</u>、<u>学生課長</u>及び<u>厚生課長</u>の職にある者は、補導主事を兼ねる。</p>
<p>京都大学学内団体規程 (昭和26年達示第3号)</p> <p>(前 略)</p>	
<p>第3条 職員が、学内団体を結成したときは、事務本部を経て総長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもつて又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、<u>学務部学生課</u>を経て総長に団体結成願を提出して、その承認を受けなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。 前項の届出又は願出の様式は、別に定める。 (後 略)</p>	<p>第3条 職員が、学内団体を結成したときは、事務本部を経て総長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもつて又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、<u>教育推進・学生支援部学生課</u>を経て総長に団体結成願を提出して、その承認を受けなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。 前項の届出又は願出の様式は、別に定める。</p>
<p>京都大学学生表彰規程 (平成17年達示第83号)</p> <p>(前 略)</p>	
<p>第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 学生担当の理事 (以下「担当理事」という。) (2) 副学長補佐 (3) <u>学務部長</u> (4) その他総長が必要と認める者 若干名</p>	<p>第6条  (1) (2) (3) <u>教育推進・学生支援部長</u></p>
<p>2 (略) (中 略) (事務)</p> <p>第11条 表彰に関する事務は、<u>学務部学生課</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>2  (4) (事務)</p>
<p>京都大学基金規程 (平成23年達示第33号)</p> <p>(前 略)</p>	<p>第11条 表彰に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部厚生課</u>において処理する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(基金運営委員会)</p> <p>第7条 本学に基金(特定基金を除く。第12条において同じ。)の運営に係る次の各号に掲げる事項について、役員会の諮問に応じるため、基金運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(1) 基金の事業計画に関する事項</p> <p>(2) 基金の予算及び決算に関する事項</p> <p>(3) 寄附の受入れに関する事項</p> <p>(4) その他基金の管理運営に関する重要事項</p> <p>2 委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 担当副学長</p> <p>(2) 財務担当の理事</p> <p>(3) 研究科長 若干名</p> <p>(4) 研究所長又はセンター長 若干名</p> <p>(5) <u>渉外部長</u>及び財務部長</p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 } (中略)</p> <p>(事務)</p> <p>第10条 基金に関する事務は、<u>渉外部渉外企画課</u>において処理する。</p> <p>(後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">(平成26年達示第59号)</p> <p>(前略)</p> <p>(研究公正委員会)</p> <p>第8条 教職員等の公正な研究活動の推進等に係る次の各号に掲げる業務を行うため、担当理事の下に研究公正委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(1) 公正な研究活動の推進等に係る方策の策定及びその改善に関すること。</p> <p>(2) 関係部局と協力し、研究活動上の不正行為の発生要因に対する改善策を講じること。</p> <p>(3) その他公正な研究活動の推進等に関し必要なこと。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 担当理事</p> <p>(2) 総長が指名する理事又は副学長</p> <p>(3) 研究科長</p> <p>(4) 研究所長</p> <p>(5) センター長のうちから総長が指名する者 若干名</p> <p>(6) 総務部長</p> <p>(7) <u>学務部長</u></p>	<p>(基金運営委員会)</p> <p>第7条 } (同左)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) <u>総務部長</u>及び財務部長</p> <p>(6) (同左)</p> <p>3 } (同左)</p> <p>4 } (事務)</p> <p>第10条 基金に関する事務は、<u>総務部渉外課</u>において処理する。</p> <p>(研究公正委員会)</p> <p>第8条 } (同左)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7) <u>教育推進・学生支援部長</u></p>

改正前	改正後
<p>(8) <u>研究国際部長</u></p> <p>(9) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(受付窓口)</p> <p>第10条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報及び通報に関する相談（通報までに至らない段階の相談をいう。以下「通報等」という。）に対応するため、<u>研究国際部研究推進課</u>及び各部局に受付窓口を置く。</p> <p>2 受付窓口の教職員は、通報等に関し自己と利害関係を有する事案に関与してはならない。</p> <p>3 受付窓口の教職員は、通報等を受ける際は、当該通報等の内容等について、受付窓口の担当教職員以外が見聞できないよう、通報等を行った者の秘密を守るために適切な配慮を行うものとする。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学利益相反マネジメント規程</p> <p style="text-align: center;">(平成25年達示第79号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附属研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。）<u>並びに事務本部の各部及び総長室並びに各共通事務部</u>をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局の長（事務本部の各部<u>及び総長室</u>にあつては、総務担当の理事）は、当該部局の教職員等における利益相反マネジメントに関し総括する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程</p>	<p>(8) <u>研究推進部長</u></p> <p>(9) } (同 左)</p> <p>3～6</p> <p>(受付窓口)</p> <p>第10条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報及び通報に関する相談（通報までに至らない段階の相談をいう。以下「通報等」という。）に対応するため、<u>研究推進部研究推進課</u>及び各部局に受付窓口を置く。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附属研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。）<u>、事務本部の各部及び各共通事務部</u>をいう。</p> <p>(6) (同 左)</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局の長（事務本部の各部にあつては、総務担当の理事）は、当該部局の教職員等における利益相反マネジメントに関し総括する。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(平成26年達示第38号)</p> <p>(前 略) (組織体制)</p> <p>第8条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施状況を把握及び検証する組織として、最高管理責任者の下に競争的資金等の不正防止計画推進室（以下「不正防止計画推進室」という。）を置く。</p> <p>2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 統括管理責任者（不正防止計画推進室長） (2) 副統括管理責任者（不正防止計画推進室副室長） (3) 総務担当の理事 (4) 産官学連携担当の理事 (5) 法務・コンプライアンス担当の副学長 (6) 総務部長 (7) 財務部長 (8) <u>研究国際部長</u> (9) 最高管理責任者が指名する理事又は教職員若干名 (10) 最高管理責任者が必要と認める学外の有識者 若干名</p> <p>3 (1)～(5) } (略)</p> <p>4 不正防止計画推進室の事務は、総務部法務・コンプライアンス課、財務部監理課ほか事務本部各部等の協力を得て、<u>研究国際部研究推進課</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>(組織体制)</p> <p>第8条</p> <p>2</p> <p>(1) } (同 左) (2) } (3) } (4) } (5) } (6) } (7) } (8) <u>研究推進部長</u> } (9) } (10) } (同 左)</p> <p>3 (1)～(5) }</p> <p>4 不正防止計画推進室の事務は、総務部法務・コンプライアンス課、財務部監理課ほか事務本部各部等の協力を得て、<u>研究推進部研究推進課</u>において処理する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学における安全保障輸出管理に関する規程 (平成22年達示第67号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1)～(7) } (同 左) (8) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を</p>

改正前	改正後
<p>含む。)並びに事務本部の各部及び総長室並びに各共通事務部をいう。</p> <p>(中 略)</p> <p>(安全保障輸出管理委員会)</p> <p>第6条 本学における安全保障輸出管理に関し必要な事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 統括責任者</p> <p>(2) 総長が指名する理事</p> <p>(3) 部局責任者のうち統括責任者が指名する者</p> <p>(4) <u>研究国際部長</u></p> <p>(5) その他統括責任者が必要と認める者 若干名</p> <p>3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第11条 安全保障輸出管理に関する事務は、<u>研究国際部</u>において行う。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究管理規程</p> <p style="text-align: center;">(平成13年達示第20号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に係る自然科学の研究領域の教授又は准教授 若干名</p> <p>(2) 前号以外の自然科学の研究領域及び人文・社会科学の研究領域の教授又は准教授 若干名</p> <p>(3) 学外の学識経験者又は一般の立場の者 若干名</p> <p>(4) <u>研究国際部長</u></p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における家畜伝染病の発生の予防に関する規程</p> <p style="text-align: center;">(平成25年達示第46号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第20条 監視伝染病病原体の管理に関する事務は、監視伝染病病原体を所持する部局及び<u>研究国際部研究推進課</u>において処理する。</p>	<p>含む。) <u>事務本部の各部及び各共通事務部</u>をいう。</p> <p>(安全保障輸出管理委員会)</p> <p>第6条</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>研究推進部長</u></p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>3</p> <p>(事務)</p> <p>第11条 安全保障輸出管理に関する事務は、<u>研究推進部</u>において行う。</p> <p>第7条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>研究推進部長</u></p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(事務)</p> <p>第20条 監視伝染病病原体の管理に関する事務は、監視伝染病病原体を所持する部局及び<u>研究推進部研究推進課</u>において処理する。</p>

改正前	改正後
<p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学旅費規程 (平成18年達示第36号)</p> <p>(前 略) (用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。）<u>並びに事務本部の各部及び総長室並びに各共通事務部をいう。</u></p> <p>(7) } (略)</p> <p>2 (後 略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(5)</p> <p>(6) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。）<u>、事務本部の各部及び各共通事務部をいう。</u></p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>2</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p>